

調停の主宰者である調停委員の利害関係情報等開示義務について（メモ）

- 1 現在の民事調停においては、UNCITRAL 国際商事調停モデル法で定めるような利害関係情報等を開示する運用は行っていない。裁判所が行う民事調停手続の主宰者は、原則として、裁判官（調停主任）及び調停委員が組織する調停委員会であるが、裁判官については、あらかじめ定められた事務分配規程により配転が行われ（民事調停法7条1項参照）、調停委員については、受調停裁判所が、各事件ごとに指定する（同条2項）ものとされ、基本的には、当事者の意向にかかわらずに主宰者が決定される構造となっている。具体的には、受調停裁判所は、事件の内容・性質・難易等について申立書等を精査した上、調停委員の職業、年齢や法曹資格の有無、専門的知識経験の有無のほか、可能な範囲で当事者との利害関係の有無についても考慮した上、当該事件について、最も適切と考えられる調停委員を指定している。

また、調停委員自身も、非常勤の国家公務員として裁判所の監督に服し、中立公正に職務を行うことが要請されていることから、当事者との利害関係の有無には細心の注意を払っており、調停事件の当事者との間に直接又は間接に利害関係があることに気付いた場合には、通常、その旨を受調停裁判所に申し出て、これを受けた受調停裁判所は、当該民事調停委員の指定を取り消すことになる。万一、当事者との利害関係に気付きながら、そのことを裁判官（調停主任）に告げることなく調停への関与を続けた場合には、調停委員としてふさわしくない行為があったものとして、裁判所が調停委員を解任することもできる（民事調停委員及び家事調停委員規則6条2項2号）。

以上のとおり、調停委員については、手続の公正さを確保する手段が整備されるとともに、公正さを損なわないような運用が行われているので、当事者に対して利害関係情報等の開示を行うことが必要とされるような事態は想定できないように思われる。

以上のことは、家事調停に関しても基本的には同一である。

- 2 なお、今後、ADR法（基本法）の性格、位置付け等に関する議論を進める中で、民事調停法や家事審判法の適用がある裁判所の調停手続にもADR法（基本法）の規制が及ぶのかどうかについては、慎重な検討を行うことが必要となろう。仮に、上記規制が及ぶということであれば、手続の運用状況も踏まえた上で、民事調停法や家事審判法の規定や解釈との整合性についての検討が不可欠となる。

今回問題となった裁判所の調停手続における利害関係情報等の開示義務に関する議論に限ってみても、当事者による主宰者の選択に資するように利害関係情報等の開示を義務付けるべきであるとの観点から上記議論が行われているとすれば、当事者の意向にかかわらずに主宰者が決定される構造となっている裁判所の調停手続は、利害関係情報等の開示を義務付けるべきであるとの議論の前提を欠くこととなると思われる。裁判所の調停手続にもADR法（基本法）の規制が及ぶとするならば、利害関係情報等の開示義務に関する規定が当事者の意向にかかわらずに主宰者が決定される構造となっている調停手続についても適用になるのかどうかといった観点からの検討を加える必要が出てくるのではなからうか。